

住宅改修の取扱い

令和2年 4月

春日部市 介護保険課

介護保険住宅改修について、春日部市における取り扱いを下記のとおり取りまとめましたので、業務の参考にしていただきますようお願いいたします。

住宅改修の対象となっているものでも、利用者の身体状況等により条件が変わることがありますので、不明なことについては介護保険課に確認してください。

【手すりの取付け】

1	手すりの形状	手すりには円柱状などの握る手すりのほか、上部平坦型(棚状のもの)もあるが、利用者の身体状況に応じた形状のものであれば対象となる。
2	手すりの取替え	単に老朽化したことが原因である場合は対象外。利用者の身体状況から、既存の手すりの設置位置が適切でないために手すりを付け替える場合は対象となる。
3	取り外し可能な手すり	はね上げ式の手すりは、手すりの片方が固定されていれば対象となる。取り外し可能な手すりは、手すりとして使用する理由が明確で金具を固定するための工事が行われていれば対象となる。
4	手すりの取付けの際の壁紙の張り替え	手すりの取付けにかかる部分のみ対象となる。壁全体の壁紙の張り替えが必要な場合は、手すりの取付け部分のみを按分する。
5	家具等への手すりの取付け	固定されていない家具への取付けは対象外。

【段差の解消】

1	上がり框の段差解消	段差解消のための式台の設置は対象。ただし、固定されてなく持ち運び可能なものは対象外。上がり框を2段にする工事は、床段差の解消として対象となる。
2	浴室用すのこの設置	浴室内すのこは、福祉用具の浴室内すのこに該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の対象となる。ただし、特注のすのこを作成し、ねじ止め等取付け工事により固定する場合は、対象となる。
3	浴槽の取替え	浴室床と浴槽の高低差や浴槽の形状(深さ、縁の高さ等)を適切なものとするために行う浴槽の取替えは対象となる。
4	ユニットバスの設置による段差の解消	①脱衣所と浴室の段差解消を目的とするために行うユニットバスの購入設置(浴室の床部分の改修) ②浴室床を滑りにくい床材への変更を目的とするユニットバスの購入設置(浴室の床部分の改修) ③浴室床と浴槽底の高低差や浴槽の形状(深さ、縁の高さ等)を適切なものとするために行うユニットバスの購入設置(浴槽の改修) ①～③すべて住宅改修の対象となる。ユニットバスの設置の目的が①～③に該当する部分を面積按分等により、工事費を算出する。ただし、壁面収納など住宅改修の目的以外のものについては対象外となるため、内訳書には対象となる部分と対象外の部分を分けて記載すること。

5	居室の窓からのスロープの設置	利用者の身体状況により玄関からの出入りが困難な理由があれば、対象となる。
6	既存のスロープを撤去し、新たにスロープを設置	既存のスロープが古くなっただけというだけでは、対象とならない。利用者の身体状況が変わったことに伴い、既存のスロープでは対応できない場合、スロープを壊して、新たにスロープを設置する必要があるれば対象となる。 ただし、既存のスロープを壊す必要があるのか十分検討すること。
7	階段の段差解消	階段の段数を増やして、一段当たりの高さを低くする場合は対象となる。

【滑りの防止及び移動の円滑化等の床又は通路面の材料の変更】

1	床材の表面加工	滑りの防止を図るための床材の表面の加工（溝をつけるなど）や、階段にノンスリップを付けたりカーペットを張り付けたりする場合は、対象となる。ただし、カーペットを置くだけであれば対象外。
2	廊下の床の取替え	老朽化や物理的・化学的な摩耗・消耗を理由とする工事は、床の修繕・補修工事となるため、住宅改修の対象外。
3	設置工事の必要ない滑り止めの床材	工事や取り付け作業を要さず床に置くだけの滑り止め用床材については、住宅改修の対象外。また、福祉用具購入の対象にもならない。
4	畳等からフローリングへの改修	車いすや歩行器等を使用していて、移動の円滑化等のためであれば対象となる。

【引き戸等への扉の取替え】

1	扉の工事について	扉そのものを取り替えない場合であっても、利用者の身体状況に合わせて性能が変われば、扉の取替えとして対象となる。 具体的には右開き→左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられる。
2	引き戸→引き戸の取替え	既存の引き戸が古くなったという理由では、対象とならない。 既存の引き戸が重く開閉が容易ではないという理由があれば対象となる。
3	門扉の取替え	引き戸等への取替えとして対象となる。
4	扉の幅を広げる	車いす利用のためや利用者の身体状況に応じて必要ならば対象となる
5	折戸等への取替え	扉を折戸やアコーディオンカーテン等に取り替えることも、利用者の身体状況に応じて必要と判断されれば対象となる。

【洋式便器等への便器の取替え】

1	和式便器から洗浄機能等が付加された洋式便器への取替え	洗浄便座一体型の便器に取り替える場合は、住宅改修の対象となる。この場合、暖房便座や洗浄便座一体型の便器の取替えは、あくまでも便器の交換工事を認めたものであり、暖房・洗浄機能の電源を確保するための電気工事は付帯工事とはならない。
2	洋式便器の改修工事 便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合	利用者の身体状況に応じて必要であれば、対象となる。既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取替えるという理由であれば、対象とされない。
3	洋式便器から洗浄機能等が付加された洋式便器への取替え	既存の洋式便器が古くなったため暖房便座や洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替えるのは対象外。
4	洋式便器の向きを変える	利用者の身体状況に応じて必要であれば、対象となる。
5	別の場所に洋式トイレを設置	既存の和式便器のトイレを取り壊し、別の場所に洋式トイレを設置する場合は、和式便器を洋式便器に取替えたこととなるため、住宅改修の対象となる。しかし、既存の和式トイレをそのままにし、新たに洋式トイレを設置する場合は、取替えにあたらなため、住宅改修の対象外。
6	非水洗便器から水洗便器への取替え	水洗化にかかる費用については、住宅改修の対象外。

【その他付帯工事】

1	手すりの取替えに伴う既存の手すりの撤去費用	手すりの取り付けに伴う付帯工事として、対象となる。
2	スロープ設置に伴う床の解体費用	スロープを設置するために、床を解体・撤去する費用は、床の段差解消に必要な費用として対象となる。
3	段差解消に伴う扉の取替え	扉に付属する敷居を段差解消のために取り替えることに伴い、扉を新調しなければならない場合は、付帯する工事として対象となる。
4	便器や扉等の撤去費用及び処分費用	「引き戸等への扉の取替え」又は「洋式便器等への便器の取替え」の工事を行う際の付帯工事として対象となる。
5	便器の取替えに伴う給排水設備工事	和式便器から洋式便器へ取り替える際の、「排水管の長さや位置を変える」工事は、付帯工事として対象となる。

【支給申請関係】

1	領収書について	申請時にその場で領収書の原本を提示してもらうことにより確認ができれば提出は写しでもよい。 領収書の名義は、利用者本人でないと支給できない。
2	工事内訳書について	工事費内訳書において、材料費、施工費等を適切に区分することとしているが、これは、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を明確にするためである。このため、材料費、施工費等が区分できない工事については無理に区分する必要はないが、工事の内容や規模等が分かるようにする必要はある。
3	添付写真の日付について	添付写真については日付が分かるものとなっているが、日付機能のないカメラの場合は、黒板や紙等に日付を記入して写真に写り込むようにする。

【その他】

1	新築住宅の住宅改修	住宅の新築は住宅改修とは認められないが、新築住宅の竣工日の翌日以降に手すりを取り付ける場合は、対象となる。
2	一時的に身を寄せている住宅の改修費	介護保険の住宅改修は、住所地の住宅のみが対象となる。 一時的に家族の住宅に身を寄せている場合でも、その住宅に住所地が移されていれば住宅改修の対象となる。
3	家族等が行う住宅改修	材料の購入費のみ対象となり、工賃は対象外。 この場合は、事前申請の見積書は材料の購入予定先の業者が発行する見積書を提出すること。
4	入院・入所中の住宅改修	退院・退所の予定が明確になっているのであれば、入院・入所中に住宅改修を行い、退院・退所後に支給申請を行うことはできる(理由書に退院予定日又は退所予定日を記載すること)。 ただし、退院・退所しなかった(使用しなかった)場合は支給申請はできない。
5	住宅改修中に死亡した場合	住宅改修中に利用者が死亡した場合は、死亡時に完成している部分については住宅改修の対象となる。
6	2人の被保険者が同一住宅の改修を行う場合	同一住宅に複数の被保険者がいて同時に住宅改修が行われる場合は、各被保険者に有意な範囲を特定し、その範囲が重複しないようにする必要がある。
7	施設から外泊で自宅に戻るための住宅改修	施設入所者が施設から外泊で自宅に戻る場合、生活拠点は施設にあるため住宅改修の対象外。
8	住宅改修を行ったあと、その住宅を建て直した場合	住宅改修を行った後に転居した場合、限度額はリセットされもう一度20万円までが給付対象となる。しかし、建て直しの場合は限度額はリセットされないため、前に行った工事も含めて限度額内の工事費が対象となる。
9	賃貸住宅(アパート・マンション等)の住宅改修を行う場合	住宅改修をすることについて事前に貸主が承諾していれば可能である。この場合、「住宅改修承諾書」において貸主の署名・押印が必要である。

9	<p>介護度が著しく高くなった場合の 限度額リセットについて (3段階リセット)</p>	<p>初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護状態区分を基準として、介護度が3段階以上上がった場合に、再度20万円まで支給可能となる。</p> <p>要支援1 ⇒ 要介護3以上 要支援2 ⇒ 要介護4以上 要介護1 ⇒ 要介護4以上 要介護2 ⇒ 要介護5</p> <p>(例1) 要支援1 ⇒ 要介護1 ⇒ 要介護3 ⇒ 要介護4 20万円利用 利用不可 再度20万円利用可能</p> <p>(例2) 要支援2 ⇒ 要介護4 ⇒ 要介護3 ⇒ 要介護4 20万円利用 改修せず 利用不可 再度20万円利用可能</p> <p>(例3) 要介護1 ⇒ 要介護3 ⇒ 要介護4 10万円利用 残りの10万円利用 再度20万円利用可能</p> <p>(例4) 要支援1 ⇒ 要介護3 ⇒ 要介護2 ⇒ 要介護5 20万円利用 再度20万円利用 利用不可</p> <p>※この3段階以上というのは、着工日の要介護状態区分を比較するものであり、その他の要介護状態区分の履歴は関係ないので注意。</p> <p>※3段階リセットの例外は、一人の被保険者につき1回限りであり、再び3段階以上上がっても適用されない。</p>
10	<p>転居した場合について (転居リセット)</p>	<p>転居した場合は、転居前の住宅に係る住宅改修費の支給状況とは関係なく、転居後の住宅について20万円まで支給可能となる。</p> <p>(例1) A住宅 ⇒ B住宅に転居 要介護1 ⇒ 要介護1 ⇒ 要介護4 20万円利用 20万円利用 再度20万円利用可能</p> <p>(例2) A住宅 ⇒ B住宅に転居 ⇒ A住宅に戻る 要介護1 ⇒ 要介護2 ⇒ 要介護3 ⇒ 要介護4 15万円利用 20万円利用 5万円まで利用可能 再度20万円利用可能</p> <p>※3段階リセットの例外は転居後の住宅のみに着目して適用するため、転居後の住宅について初めて住宅改修に着工する日の要介護状態区分を基準とする。</p> <p>※転居前の住宅に再び転居した場合は転居前住宅に係る支給状況が復活する。</p>